

社会福祉法人 あかつき会
役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あかつき会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 理事長が、法人の運営管理のために法人に勤務した場合は、報酬を支給する。
ただし、役員等が法人職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、各年度の総額が720,000円を超えない範囲とする。

3 役員等が、理事会、評議員会へ出席した場合は、当該規程に定める報酬は支給せず「社会福祉法人あかつき会 費用弁償に関する規程」に定める日額費用弁償のみを支給する。

4 理事長の出退勤の確認は、出勤簿の記録によるものとする。

(支 給 日)

第3条 省略

(改 正)

第4条 省略